

# 減量推進員ニュース

茨城市産業環境部  
資源循環課  
TEL:072-620-1814  
FAX:072-627-0289  
E-mail:shigenjuncan@city.ibaraki.lg.jp

## お知らせ

### 再生資源集団回収報奨金制度

### 令和元年度分 報奨金申請書の受付中です！！

期限は、**1月31日(金)**です

推進員のみなさまは、次の点について地域でのお声かけをお願いします。

- ①お住まいの地域でこの制度に登録している団体がある場合 ⇒ 報奨金申請書を提出
- ② “ ” ない場合 ⇒ 来年度から制度利用を検討



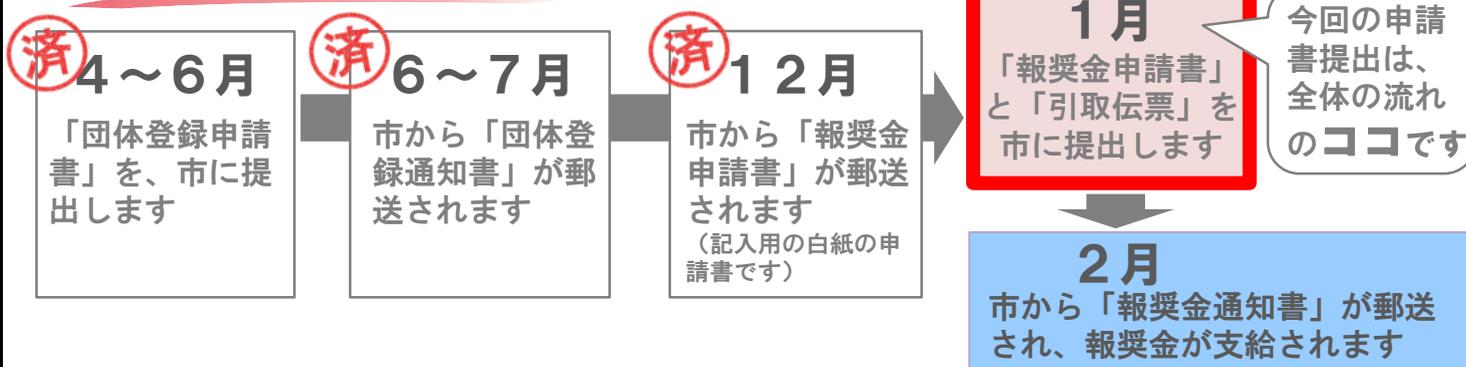
現在、再生資源集団回収報奨金制度の報奨金申請書を受付中です。

**報奨金の支給にあたっては、団体登録(4~6月)をしていることと報奨金申請書の提出(1月末まで)が必要です。**※団体登録だけでは、報奨金は支給されませんのでご注意ください。

#### 補足

- ・申請書は、12月3日付けで登録団体の代表者様宛に郵送しています。(登録団体の代表者とは、団体登録の申請時に代表者として記載された方です。例:自治会長、子ども会会長、会計など)
- ・提出いただく書類は、①報奨金申請書及び②資源物回収業者の引取伝票(原本)です。(伝票をコピーで提出される場合は、窓口で原本と照合しますので、コピーと原本をお持ちください。)
- ・報奨金申請書の団体名、代表者、押印等は、団体登録の申請時のものとしてください。(異なる場合は受け付けができません。代表者が変更となった場合は、変更届の提出が必要です。)

### ～報奨金制度の流れ～



### ～再生資源集団回収報奨金制度について～

#### (1) 制度の概要

- ・資源物の集団回収を行う団体に対して、報奨金を支給する制度です。
- ・集団回収とは・・・市が実施している資源物回収とは別に、住民団体が古紙、缶等を自主的に集め、回収業者に引き渡す活動です。

#### (2) 金額と支給方法

- ・報奨金の支給額は、基本額20,000円に回収実績1トンにつき1,500円を加えた合計となります(ただし、上限75,000円まで)。
- ・支給方法は、団体名義の金融機関口座への振込みとなります。

#### (3) 制度の対象団体

次のすべての要件をみたす団体が対象となります。

- ①市内の地域住民で構成する営利を目的としない団体(自治会、子ども会、婦人会、老人会など)
- ②定期的に再生資源の回収を行い、自ら再生資源回収業者へ売却処分していること
- ③再生資源の年間回収数が6回以上であり、かつ、年間回収量が1トン以上であること

お住まいの地域でのごみの減量及び資源の有効利用にご協力をお願いします！



# 報告

## 「いばらき環境フェア2019」を開催しました



令和元年11月16日(土)・17日(日)に「いばらき環境フェア2019」を開催しました。2日間で約7,400人の方に来場いただきました。催しとして廃棄物減量等推進員研修会、不用品交換会、フードドライブを実施しましたので、ご報告します。

### 11/16 廃棄物減量等推進員研修会



株式会社リバースプロジェクト共同代表 亀石太夏匡(かめいしたかまさ)さんに「未来を大切に、これからの暮らしの考え方」というテーマで、人類が地球に生き残るためにはどうすべきか?という観点から、社会が抱えるさまざまな課題とその解決策についてお話しいただきました。27名の推進員さんにご参加いただきました。

◀ 研修会の様子



### 11/17 不用品交換会



▲ 不用品持込み(左)・不用品交換会(右)の様子

11月16日に不用品の持込み、11月17日に不用品交換会を、茨木市市民活動センター協力のもと実施しました。41名の方から614点の不用品(食器、衣類、日用品など)をご提供いただき、交換会当日は、約200名の方が来場され、大盛況でした。残った不用品については、茨木市社会福祉協議会に寄付いたしました。

### 11/16・17 両日 フードドライブ



◀ ▲ 提供いただいた食品(左:一般/上:事業者)

19名と1事業者の方から、合計で508点(133kg)の食品、飲料を提供いただきました。ご提供いただいた物品は、茨木市社会福祉協議会に寄付いたしました。その後、同協議会を通じて必要とされている方々に提供されます。

# 紹介

## ご存知ですか? - SDGs (Sustainable Development Goals)



SDGsとは、2015年に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、2016年から2030年までの国際社会共通の目標のことで、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットによって構成されています。169のターゲットとは、17の目標を達成するために必要な具体的な目標のことで、たとえば、**廃棄物の減量**に関係する以下のような目標とターゲットがあります。

12 つくる責任  
つかう責任



**目標12 持続可能な消費生産形態を確保する**

**ターゲット12.5** 2030年までに、**廃棄物**の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

14 海の豊かさを  
守ろう



**目標14 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する**

**ターゲット14.1** 2025年までに、**海洋ごみ**や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。